

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 17 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730117

研究課題名(和文) 知的財産権の権利範囲調節の仕組みと無体財産取引の動態に関する研究

研究課題名(英文) An Study on Dynamics between Scope of Intellectual Property and its transactions

研究代表者

前田 健 (MAEDA, TAKESHI)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：80456095

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：この研究は、知的財産権の保護範囲が、知的財産の取引の動態との関係でどのように決定されるべきかと、また法制度がそれをどのような具体的仕組みで達成しているのかを明らかにすることを目的とするものである。特許法については、特許権の権利の範囲が明細書による発明の公開という仕組みを通じて決められていることを明らかにし、また、発明が累積的に行われるという実体に着目し、権利の範囲の決定についてどのような態度で臨むべきなのかを明らかにした。また、著作権法については、著作物の取引がどのように行われているのか、特に価格差別理論に着目して、権利制限規定の意義についての新たな理論を提示した。

研究成果の概要(英文)：This study is aimed at analysing the mechanism in which scope of intellectual property should be determined in the light of dynamics of transactions of IP. As to Patent Law, I showed that scope of patent right is adjusted in the system of patent disclosure by specifications. I also elucidated policy factors to determine scope of patent right in terms of cumulative inventions. As to Copyright law, I presented a new theory for copyright limitation clauses from viewpoint of circumstances of transactions and price differentiation theory.

研究分野：知的財産法

キーワード：知的財産法 特許権 著作権

1. 研究開始当初の背景

財産権（所有権）の機能についての法と経済学的分析は、財産権研究の不可欠な基礎となっており、知的財産権の研究もその例外ではない。

米国においては、特許法を中心に知的財産法全般について、権利範囲の広さと創作活動の奨励への影響との関連が研究されることによって、知的財産の取引の取引費用が権利の広さの設定において重要であることが指摘されていた。

一方、著作権法の世界においては、IT技術の爆発的な普及等により従来の環境が激変したことによる問題が多発してきている。これに伴い、著作権法のありかたを根本から問い直す研究が多く表れていた。これらの研究においては、取引費用の増大により、既存の権利配分の不適切さが露呈することになった点が指摘されていると理解することができる。

以上のように、知的財産権の権利範囲及び権利の配分を考えるにあたって、権利者と利用者との間の取引費用の問題は中心的な問題となる。インセンティブ付与のためというだけでは、どの程度の権利を権利者に付与すべきかは決定することができず、適切な権利の設定のあり方考えるには、知的財産の需要及び取引がどのようなものであるかを考慮に入れなければならない。本研究は、このような視点を出発点に、知的財産法制の分析に取り組もうとするものである。

2. 研究の目的

本研究は、第一に、特許法と著作権法がその権利範囲調節をどのような法的仕組みで行っているかを明らかにする。すでに特許法については、近日公開予定の助教論文において、明細書の開示とクレームによって特許権の権利範囲を調整する仕組みがあることを明らかにし、それが要件の解釈やクレーム解釈論に及ぼす影響を、解釈論・立法論の観点から多面的に論じた。今後の研究において特許法についてさらなる精緻化を進めるとともに、著作権法についてそれがどのような仕組みで行われているかを研究する。第二に、本研究においては、主に著作権法において、著作物の流通が著作権法を考える上では重要な要素になっており、そのために権利配分の仕組みをどのように設計することが妥当であるのかを明らかにする。第一の点の研究は主に現状の分析にとどまるものであったが、第二の点では隣接諸科学の視点も取り入れながら、あるべき今後の著作権法制を探る。

3. 研究の方法

本研究は、当初は3年計画で行うことを予定していたが、研究の進捗にあわせて4年計画により行った。研究は、研究代表者の個人研究として行われるが、適宜他の研究者や関係実務家との意見交換を頻繁に交えることにより行われた。

本研究は、従来重要であることは漠然と認識されつつもまとまった研究のなかった、権利者と利用者との間の取引費用の問題に焦点をあてた研究を行うことを特色とする。また、従来のこのタイプの議論は抽象的な一般論に終始し、具体論への示唆をやや欠くきらいがあったが、本研究は、特許法・著作権法の個別の要件の解釈論との関連を十分に意識し、実務的な視点もふまえてきわめて具体的に展開することをその特色とする。このような視点が具体的な解釈論に応用できることを示すことは、一部の先行研究を除いては、従来少なかったといえる。

なお、最終的な研究の成果を一本の論文の形にまとめることも当初は計画に含めていたが、個別のテーマに関する著書や論文の公表を順調に行うことができたこと、新たな科研プロジェクト「知的創作物の流通円滑化のための法制度のあり方の研究」が採択されることとなり、そちらでより発展的な研究を継続した方が望ましいと考えられたことから、最終成果物をあえて一つの論文にまとめることはしなかった。

本研究の成果は、下記の文献リストに掲げられた個別の論文の集積として結実したこととなる。

4. 研究成果

本研究は、主に特許法及び著作権法について「知的財産権の権利範囲調節の仕組みと無体財産取引の動態に関する研究」と題して、特許権、著作権の権利の範囲が具体的にどのような法的仕組みにより調節されているのかを明らかにするとともに、それが知的財産の取引との動態との関連でどのような機能的裏付けをもって定められているのかを明らかにすることにある。さらに、それを具体的な解釈論・立法論の展開において行うものである。

本研究において、特許法分野における最大の成果は、研究代表者による単著「特許法における明細書による開示の役割」(下記業績リスト12)である。この論文は、明細書において発明の開示がなされていることが、特許権の権利の保護の限界を基礎づけるものとして機能していることを我が国の特許法との研究として初めて明らかにし、そのうえで明細書の開示にまつわる、実施可能要件サポート要件の判断基準についての分析を行い、さらに、明細書の開示にまつわる手続的規定の意義を明らかにしたものである。同論文の業績はこれにとどまらず、クレーム解

積・均等論といった侵害訴訟における特許権の保護範囲決定の法理に対して、一定の示唆を与えた点にも業績がある。もちろん後者の点については先行研究の蓄積が豊富であり、同論文の主張そのものは必ずしも新規とは言えない部分もあるが、それに明細書の開示というバックボーンを与え、その理論的な位置づけを明確にしたことは顕著な業績といえる。このテーマに関しては、関連する諸論文を多く公表し、議論の精緻化と敷衍もかなりの程度成功していることは特筆に値するといえるであろう(業績リスト3、7、8、11)

本研究の特許法の研究はここにとどまるものではない。特許法の基本的な仕組みを明らかにするばかりでなく、周辺的なテーマに関する研究も行っている。たとえば、特許権の間接侵害規定も特許権の効力の範囲を實際上画する重要な法理として機能しており、それに対する分析は、本研究においてかかすことのできない位置づけを有している(業績リスト4)。また、特許権の存続期間は、発明者と利用者の利害調整のバランスとしての機能を有しており、この点に関する分析も本研究については重要な位置づけを与えられるといえる(業績リスト2)。さらに、特許権は、権利の行使が制限される場合もありこれも権利の範囲の調節の機能を事実上になっている。差止請求権の制限等に関する業績は、この点の理論的基礎を明らかにするものである(業績リスト9)。これらの点は、いずれも新たな科研「知的創作物の流通円滑化のための法制度のあり方の研究」より発展的な研究を行うための基礎を提供したという点も指摘した方がよいだろう。

本研究における著作権の研究は、著作物及びそれが化体される有体物の取引の実体に照らして、著作権の権利制限規定がどのような機能を果たしているのかということ明らかにすることに主に向けられた。これは、著作権が多様な権利制限規定を有する点が大きな特徴であり、ここに着目することが研究の着手点として適切だからであった。本研究では、まず権利制限規定の意義を考えるには、誰が著作権侵害の主体となっているのかといういわゆる侵害主体論の議論が大きな前提となっていることに着目し、権利制限規定適用の見通しをもって侵害主体論の分析を行う論稿を公表した(業績リスト1)。この業績は各方面で評価され、北海道大学における講演へとつながりそこでさらに他の研究者から多くの示唆を得ることができた(業績リスト10)。そして、この関係の研究を結実させることができたのが、論文「著作権の間接侵害論と私的な利用に関する権利制限の意義についての考察」(業績リスト6)である。この論文においては、著作物取引の価格差別理論を詳細に踏まえつつ、権利制限規定が、取引の中の一つの典型契約条項として作用していることを明らかにし、従来

の権利制限規定の見方に対して新たな視点を提示した。近年、インターネットの普及により私的な著作物の利用と公の著作物の利用の境界があいまいになり、その線引きについて新たな整理が必要とされていたところ、同論文は新たな視点と論点を提供し、この議論の整理に大きな道筋を付けるものである。この視点は、今後も発展させていくことが期待され、新たな科研「知的創作物の流通円滑化のための法制度のあり方の研究」においてその進展が期待されるものである。その他、公表には至らなかったが、孤児著作物問題や拡大集中許諾の意義などについての基礎的な調査は行い、また、最新の立法の位置づけについても十分な検討を行っている(業績リスト5)。本科研により得られた理論的な基礎が、より充実した応用として結実していくことが期待できるものであると考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

(雑誌論文)(計9件)

1. 前田健: "侵害主体論と著作物の私的利用の集積 ロクラクII・まねきTV最高裁判決の検討を契機として" パテント 64巻15号. 103-119頁(2011), 査読無
2. 前田健: "先行処分が存在する場合に特許権存続期間の延長登録が認められる要件及び延長された特許権の効力について パシーフカプセル 30mg 最高裁判決と今後の課題" 日本国際知的財産保護協会月報 57巻3号. 154-169頁(2012), 査読無
3. 前田健: "実施可能要件とサポート要件" 別冊ジュリスト 209. 46-47(2012), 査読無
4. 前田健: "特許法一〇一条四号所定 のその方法の使用に「のみ」用いる物(判例評釈)" 判例時報 2157. 188-194(2012), 査読無
5. 前田健: "平成24年著作権法改正の概要" 法学教室 387. 59-65(2012), 査読無
6. 前田健: "著作権の間接侵害論と私的な利用に関する権利制限の意義についての考察" 知的財産法政策学研究 40. 177-212(2012), 査読無
7. 前田健: "明細書の開示が特許法の中で果たしている役割について" パテント 66巻3号. 150-161(2012), 査読無
8. 前田健: "特許法における明細書による開示の役割" 日本工業所有権学会年報 36号. 1-19(2013), 査読無
9. 前田健: "FRAND 宣言された必須特許権の行使の制限とライセンス料相当額" 法学教室 407. 46-55(2014), 査読無

(学会発表)(計2件)

1. 前田健: "プロバイダの著作権侵害責任
著作物の『私的』利用を集積する者の
責任" シンポジウム「著作権侵害に係る
プロバイダの責任 国際的比較」(招
待講演). 2012.04.07、北海道大学(札
幌)
2. 前田健: "特許法における明細書による
開示の役割" 日本工業所有権法学会総
会(招待講演). 2012.05.12、上智大学(東
京)

〔図書〕(計1件)

1. 前田健: "特許法における明細書による
開示の役割" 商事法務. 434 (2012)

6. 研究組織

(1)研究代表者

前田 健 (MAEDA Takeshi)
神戸大学・法学研究科・准教授
研究者番号:80456095

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし